

## 鳥取県告示第 1066 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 12 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字屋堂羅字式間谷1201の80、大字吉川字ヒレジ折橋1277の125、1277の136、1277の139、1277の142、1277の143、1277の154、1277の160(次の図に示す部分に限る。)、1283

### (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

### (3) 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

### 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字根安字谷口下モ平533の8、533の12、大字諸鹿字金山851の7、字力子ヶ森906の3、大字吉川字柳ヶ谷1380から1382まで、1384から1389まで、1392の1、1393、大字三倉字登り立8の10、字船谷427の1、430、1389、1390、1391の9、字西河内奥1169の11、字瀧谷1393

### (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### (3) 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

### 3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字三倉字ヲトシ35の1、35の2、字元結谷627の4、字西河内奥1171の55、大字淵見字カナチ702、字上河原732、大字若桜字椎ヶ谷905の3、字石屋開地1510の1、字古城谷1519の1

### (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

### (3) 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）